

鳥取県公報

目次

- ◇選管告示 鳥取県教育委員会委員定例選挙における選挙長及びその職務代理者
- 鳥取県教育委員会委員定例選挙における各委員候補者の選挙運動費の制限額
- 鳥取県教育委員会委員の定例選挙の期日等鳥取県教育委員会委員定例選挙における選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載をうけようとする者の申請期限等
- 鳥取県教育委員会委員定例選挙につき開催する立会演説会の演説順序をきめるくじを行う日時及び場所
- 鳥取県教育委員会委員定例選挙において立会演説会を行うべき市町村等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和二十七年十月五日執行の鳥取県教育委員会委員定例

選挙における選挙長及び選挙長の職務代理者をそれぞれ次のとおり選任した。

昭和二十七年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

職名	住所(事務所)	氏名
選挙長	鳥取市東町九八	窪田 国藏
右職務代理者	同	上根 政幸

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和二十七年十月五日執行の鳥取県教育委員会委員定例選挙における各委員候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

昭和二十七年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

委員候補者一人につき 一七七、二〇〇円

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法第三十三條第五項の規定により鳥取県教育委員会委員の定例選挙を昭和二十七年十月五日に行う。なお、選挙すべき委員の数は三人である。

昭和二十七年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和二十七年十月五日執行の鳥取県教育委員会委員定例選挙における選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載をうけようとする者の申請期限及び掲載順序のくじを行う場所並びに日時を次のとおり定める。

昭和二十七年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一、申請期限 昭和二十七年九月二十二日

二、くじを行う場所 鳥取市東町 鳥取県庁

三、くじを行う日時 昭和二十七年九月二十三日

午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和二十七年十月五日執行の鳥取県教育委員会委員定例選挙につき開催する立会演説会の演説順序をきめるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和二十七年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一、日時 昭和二十七年九月十五日 午前十一時

二、場所 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和二十七年十月五日執行の鳥取県教育委員会委員定例選挙に於て立会演説会を行うべき市町村、開催予定の日時、会場及び一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数並びに演説の時間を次のとおり定める。

昭和二十七年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一、立会演説会開催の市町村、開催の日時、会場

日	時	開催の市町村	会場
九月十八日	十三時	浦富町	浦富小学校
九月十八日	十九時	智頭町	智頭小学校
九月十九日	十三時	那家町	那家小学校
九月十九日	十九時	若桜町	若桜小学校
九月二十日	十三時	浜村町	浜村小学校
九月二十日	十九時	青谷町	青谷小学校
九月二十一日	十三時	東郷松崎町	松崎小学校
九月二十一日	十九時	上井町	上井小学校
九月二十二日	十三時	浦安町	浦安公会堂
九月二十二日	十九時	赤碕町	赤碕小学校
九月二十三日	十三時	御來屋町	御來屋公民館
九月二十三日	十九時	淀江町	淀江小学校
九月二十四日	十三時	手間村	手間小学校
九月二十四日	十九時	境町	境小学校
九月二十五日	十三時	根雨町	根雨公会堂
九月二十五日	十九時	黒坂町	黒坂小学校

九月二十六日 十九時 米子市 啓成小学校

九月二十七日 十九時 鳥取市 日進小学校

九月二十八日 十九時 倉吉町 成徳小学校

二、一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数 八人

三、候補者一人あたりの演説時間 二十五分以内

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
 本県においては県民の皆様のご日常生活に
 関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
 公報に登載して公布しております。
 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
 ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 鳥
 鳥 取 取
 所 縣 縣
 縣 縣 鳥 鳥
 鳥 取 鳥 取
 取 市 東 東
 縣 町 町
 取 取
 印 取
 刷
 所 縣